

祇候所

夜遣使賜物、

〔禁秘御抄上〕上御局號藤壺上御局

后女御更衣參上所也近代爲御所

上御局號弘徽殿御局、

是御行ナド有所也、女御更衣可參上、

〔日本紀略五〕冷泉康保五年七月十五日壬寅、今日先帝○村女御從四位上莊子女王、并更衣藤原祐姬等爲尼、

出家

更衣進爲女御

〔三代實錄五十〕光孝仁和三年二月十六日庚申、勅以更衣從五位上藤原朝臣元善爲女御、中納言從三位山蔭之女也、

雜載

○按ズルニ、コレ更衣ヨリ陞リテ女御トナリシ始メナリ、

〔簾中抄下〕更衣 これべちのつかさにはあらねども、内侍のかみなどになさるゝをりあり、

〔大和物語上〕先帝○宇の御時、刑部のきみとてさぶらひ給ひける更衣の、さとにまかりいで給ひて、ひさしうまぬり給はざりけるにつかはしける、

おほぞらをわたる春日のかけなれやよそにのみしてのどけかるらむ

〔榮花物語三十八〕松の下枝一品の宮にまゐらせ給ひし、侍從宰相○源の御むすめ○基うち○後おぼしめすといふ事世にきこえて、たゞそなたになんおはしますなといふ程に、たゞならずならせ給へり、おほかたもみやづかへさまにもあらずもてかしづき聞えさせ給て、たゞみやの御おなじことにて、御だいなと參らすこともひめ君の御だいとて、女房とりてまゐらすに、ましてかくさへものせさせ給へば、いと心ことにもてなさせ給ふ○中七月に尾張前司つねひらといふ人のいへにいでさせ給、このたびかへり參らせ給はんには、更衣などにてなんおはすべきとい